

# 山梨県公報

第四百六十五号

令和六年

四月十八日

木曜日

## 目次

### 告示

○道路の供用開始(二件)……………一四三  
○手数料の収納事務の委託……………一四三

### 公告

○基本測量の終了……………一四三  
○基本測量の実施……………一四四  
○公共測量の終了(八件)……………一四四  
○開発行為に関する工事の完了について……………一四五

## 告示

### 山梨県告示第百二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和六年五月九日まで一般の縦覧に供する。

令和六年四月十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	大月上野原線	上野原市野田尻字野田尻五六一 番地先から 上野原市野田尻字栗原七五番一 〇地先まで	五四四・七	令和六年四月十八日

### 山梨県告示第百三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和六年五月九日まで一般の縦覧に供する。

令和六年四月十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	大月上野原線	上野原市大柵字富士塚五〇九番 三地先から 上野原市大柵字大浜一七八番五 地先まで	一一一・三	令和六年四月十八日

### 山梨県告示第百四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第百十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり手数料の収納事務を委託した。

令和六年四月十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 委託の相手方 南アルプス市下高砂八百四十七番地 一般財団法人山梨県交通安全協会
- 委託に係る手数料 パーキング・チケット発給手数料
- 委託の期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

## 公告

### 基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和六年四月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（火山土地条件図データ作成）
- 二 測量の地域 富士山地区
- 三 測量の期間 令和五年十月六日から令和六年三月三十一日まで

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和六年四月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（重力測量）
- 二 測量の地域 山梨県甲府市
- 三 測量の期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により甲府市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真及び写真地図（地図情報レベル1000、一部地図情報レベル500））
- 二 測量の地域 山梨県甲府市全域及び甲斐市、昭和町のそれぞれの一部
- 三 測量の期間 令和五年十月二十日から令和六年二月二十六日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真及び写真地図（地図情報レベル

1000））

- 二 測量の地域 山梨県山梨市全域
- 三 測量の期間 令和五年十月二十日から令和六年二月二十七日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により笛吹市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真及び写真地図（地図情報レベル1000））
- 二 測量の地域 山梨県笛吹市全域
- 三 測量の期間 令和五年十月二十日から令和六年二月二十七日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により上野原市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真及び写真地図（地図情報レベル1000））
- 二 測量の地域 山梨県上野原市全域
- 三 測量の期間 令和五年十月二十日から令和六年二月二十六日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により甲州市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真及び写真地図（地図情報レベル1000））

- 二 測量の地域 山梨県甲州市全域
- 三 測量の期間 令和五年十月二十日から令和六年二月二十八日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により中央市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真及び写真地図（地図情報レベル1000）、一部地図情報レベル500）
- 二 測量の地域 山梨県中央市全域
- 三 測量の期間 令和五年十月二十日から令和六年二月二十八日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山中湖村から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真及び写真地図（地図情報レベル1000））
- 二 測量の地域 山梨県山中湖村全域
- 三 測量の期間 令和五年十月二十日から令和六年二月二十二日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により鳴沢村から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（デジタル航空写真及び写真地図（地図情報レベル1000））
- 二 測量の地域 山梨県鳴沢村の一部

- 三 測量の期間 令和五年十月二十日から令和六年二月二十二日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年四月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 韮崎市藤井町北下條字三宮地十三番、十四番、十五番、十八番三、十九番一、二十一番、二十二番、二十三番、二十四番、二十五番、二十六番、二十七番、七十一番四及び水の一部  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市横根町八百八十八番 学校法人 山梨英和学院 理事長 小野 興子

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番